概要版

甲賀圏域権利擁護支援推進計画

認知症や障がいがあっても、誰もが尊厳をもってその人らしく暮らす権利を有しています。なんらかの事情により自らで判断することが難しくなった場合も、本人の意思を尊重し、本人と共に考え、伴走する支援が必要です。本計画は、成年後見人等をはじめとする支援者、市民とともに地域共生社会の実現をめざすものです。

＊甲賀市・湖南市＊

＊ 甲賀圏域権利擁護支援推進計画とは

多様な社会構造の変化の中で、認知症や知的障がい、精神障がいがあることにより、財産の管理や日常生活の中でさまざまな課題を抱えながら暮らしている人がいます。

判断能力が不十分となったとき、本人と共に考え、本人に寄り添い、本人に伴走支援をする仕組みが地域社会の中には必要です。

本計画は、全ての人が自身の意思や尊厳を尊重されつつ、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を社会全体で支えあいながらつくっていく、地域共生社会の実現を目指すための計画です。

国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）においては、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」の構築が求められており、甲賀圏域では、本計画の名称を「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」とし、単に成年後見制度の利用促進にとどまらず、広く権利擁護支援の充実を目指すものとします。

＊ 権利擁護支援とは

権利擁護とは、「（病気や障がいなどの）なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱いため）、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たちを支援する活動」という意味があり、平成12年（2000年）以降広く普及しました。

例えば、虐待を受けていても自覚がなかったり、意思を伝えることが難しい障がいのある人や認知症高齢者、または、困ったことが起きても誰に相談してよいかわからない人、自分のことなのにあきらめてしまっている人などに対して、本人の思いを汲み取り、本人が主体的に生活できるように支援することです。

本計画は、自らの権利を行使することが難しい認知症高齢者や障がいのある人（権利擁護支援を必要とする人）を対象とする計画です。

＊ 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本計画に合わせ、令和４年（2022年）度から令和８年（2026年）度までの５年間とします。

＊ 基本理念

誰もが尊厳をもって

その人らしく　暮らすことができる　まちの実現

認知症や障がいがあっても、誰もが尊厳をもってその人らしく暮らす権利を有しています。なんらかの事情により自らで判断することが難しくなった場合も、本人の意思を尊重し、本人と共に考え、伴走する支援が必要です。本計画は、成年後見人等をはじめとする支援者、市民とともに地域共生社会の実現をめざすものです。

＊ 目標と施策の体系

基本理念

誰もが尊厳をもって　その人らしく暮らすことのできるまちの実現

基本目標１　権利擁護支援の体制づくり

基本施策１　中核機関の整備とネットワークの構築

施策１：中核機関の設置
施策２：権利擁護支援の必要性と具体的支援を判断する仕組み
施策３：権利擁護支援のための関係機関の連携
施策４：権利擁護支援を支える専門職との連携強化
施策５：地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を担う事業所との連携

基本目標２　成年後見制度利用促進の体制整備

基本施策２　成年後見制度の利用促進

施策１：成年後見制度利用の利便性向上と質の確保
施策２：受任調整機能の整備
施策３：意思決定支援を重視した継続的な支援
施策４：家庭裁判所との連携

基本施策３　後見人支援の充実

施策１：後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及
施策２：親族後見人への継続的な支援
施策３：専門職後見人への支援

基本目標３　幅広い権利擁護支援の推進

基本施策４　幅広い権利擁護支援の展開

施策１：虐待対応における専門的な支援体制の整備
施策２：切れ目のない権利擁護支援のための多職種、多機関の連携

基本目標４　権利擁護の普及・啓発

基本施策５　権利擁護支援を支える人づくり

施策１：権利擁護支援に理解のある市民の育成
施策２：医療福祉関係者等の理解促進と人材育成
施策３：市民による後見のあり方の検討

基本目標１：権利擁護支援の体制づくり

基本施策１：中核機関の整備とネットワークの構築

施策１－１：中核機関の設置

《方針》
　中核機関とは、相談支援機関としての役割だけではなく、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。
　甲賀圏域では、ぱんじーが中核機関に求められる機能の多くを担っていることから、２市はぱんじーを中核機関と定め、その機能・役割が果たされるよう体制の充実に努めます。

【具体的な取組】
　〇甲賀・湖南成年後見センターぱんじーを中核機関とする

施策１－２：権利擁護支援の必要性と具体的支援を判断する仕組み

《方針》
　従来の相談支援の仕組みを活かしつつ、権利擁護支援ニーズのある人を早期に発見し、適切な支援につながるような仕組みを整備します。

【具体的な取組】
　〇「（仮称）権利擁護支援会議」の設置・運営

施策１－３：権利擁護支援のための関係機関の連携

《方針》
　専門職後見人等で編成するチームによる支援を行います。
　中核機関は、チーム編成やコーディネーターとしてチームの運営に関わり、専門的助言・支援機能を担います。既存の会議を活かした医療・保健・福祉のネットワークを基盤とし、中核機関が中心（事務局）となり、司法も加わった広域での協議会を整備します。

【具体的な取組】
　〇チームによる支援体制の構築
　〇「（仮称）甲賀圏域権利擁護支援協議会」の設置・運営
　〇中核機関の地域ケア会議や甲賀地域障害児・者サービス調整会議への参加

施策１－４：権利擁護支援を支える専門職との連携強化

《方針》
　相談支援の実践を通して、成年後見制度を支える三士会をはじめとする専門職との連携を強化します。

【具体的な取組】
　〇二次相談窓口や専門職との連携に関するガイドラインの作成
　〇「高齢者・障がい者なんでも相談会」の実施
　〇（弁護士会・司法書士会の協力による）「ぱんじー専門相談」の実施
　〇地域連携ネットワークへの専門職の参画促進

施策１－５：地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を担う事業所との連携

《方針》
すでに地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を利用している人で、成年後見制度が必要な人が適切かつ円滑に制度の利用につながるよう関係機関相互の連携を進めます。

【具体的な取組】
○「（仮称）権利擁護支援会議」の設置、運営（再掲）
○二次相談窓口や専門職との連携に関するガイドラインの作成（再掲）

基本目標２：成年後見制度利用促進の体制整備

基本施策２：成年後見制度の利用促進

施策２－１：成年後見制度利用の利便性向上と質の確保

《方針》
利用者がメリットを実感できる制度にするため、成年後見制度利用支援事業の充実と適正な後見人の選任や、後見人等をはじめあらゆる関係者に対する意思決定支援の普及を図ります。
誰もが成年後見制度を利用できるよう、既存の資源を活用しながら申し立て支援を行います。

【具体的な取組】
○「（仮称）権利擁護支援会議」の設置・運営（再掲）
○ぱんじーの相談事業の継続・充実
○成年後見制度申立支援・市長申立の促進
○成年後見制度利用支援事業の充実

施策２－２：受任調整機能の整備

《方針》
今後も増え続ける成年後見ニーズに対応するため、各専門職団体と協議しながら甲賀圏域に適した受任調整機能の仕組みの検討を進めます。

【具体的な取組】
○甲賀圏域に適した受任調整機能の検討

施策２－３：意思決定支援を重視した継続的な支援

《方針》
意思決定に支援が必要な人にとって重大な影響を与えるような意思決定について、本人中心の支援が行われるよう、支援チームを支える機能（支援者支援）を整備します。

【具体的な取組】
○「（仮称）意思決定支援会議」の設置・運営
○意思決定支援に関する研修会の実施

施策２－４：家庭裁判所との連携

《方針》
　行政、中核機関と家庭裁判所が連携を深め、成年後見制度の利用促進、後見人支援のあり方等を協議していきます。

【具体的な取組】
〇家庭裁判所が開催する協議会等への参加
〇家庭裁判所との連携のあり方の協議

基本施策３：後見人支援の充実

施策３－１：後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及

《方針》
　親族後見人および専門職後見人への支援について、ぱんじーの相談機能の充実を図ります。また、ぱんじー以外の他法人による法人後見の体制整備に向けた検討・協議を進め、多様な後見の担い手の確保を目指します。

【具体的な取組】
〇後見人支援の充実を目指した中核機関の体制整備
〇新たな法人による後見受任に関する啓発

施策３－２：親族後見人への継続的な支援

《方針》
　ぱんじーによる親族後見人への支援を継続するとともに、さらに家庭裁判所との連携を強化し、親族後見人に対する支援の充実に努めます。

【具体的な取組】
〇親族後見人に対する相談支援
〇親族後見人懇談会の開催

施策３－３：専門職後見人への支援

《方針》
　後見人選任後、ぱんじーが日常の後見活動における地域の身近な相談窓口としての機能を果たしていきます。また、生活における重大な決断や判断を迫られる場合には、意思決定支援の観点から後見人等や関係機関の呼びかけに応じ「（仮称）意思決定支援会議」を開催し、本人および支援チームに対する支援を充実します。

【具体的な取組】
〇「（仮称）後見人等就任時会議」の開催
〇専門職後見人に対する相談支援
〇「（仮称）意思決定支援会議」の設置・運営（再掲）

基本目標３：幅広い権利擁護支援の推進

基本施策４：幅広い権利擁護支援の展開

施策４－１：虐待対応における専門的な支援体制の整備

《方針》
２市それぞれの虐待対応の仕組みの中で、中核機関や専門職との連携の下、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。

【具体的な取組】
○高齢者および障がい者虐待対応における中核機関や専門職との連携
○「滋賀県高齢者・障がい者虐待対応支援ネット」の積極的な活用

施策４－２：切れ目のない権利擁護支援のための多職種、多機関の連携

《方針》
誰もが安心して人生の最期を迎えることができるように、地域での支援体制を整備します。
また、高齢者や障がいのある人の意思を尊重した継続的な相談支援や、必要に応じて成年後見制度の利用などにつなげます。

【具体的な取組】
○「（仮称）甲賀圏域権利擁護支援協議会」の設置・運営（再掲）
○包括的な相談支援体制の構築による継続的な相談支援の実施
○エンディングノートの活用の促進

基本目標４：権利擁護の普及・啓発

基本施策５：権利擁護支援を支える人づくり

施策５－１：権利擁護支援に理解のある市民の育成

《方針》
権利擁護に理解のある市民が増え、地域全体に権利擁護の理念が広がっていくことを目指します。

【具体的な取組】
○「市民向け権利擁護セミナー」の実施
○市民を対象とする出前講座の開催

施策５－２：医療福祉関係者等の理解促進と人材育成

《方針》
　障がいのある人や認知症高齢者に対する必要な支援が届けられるよう、身近に接する医療福祉従事者等の成年後見制度をはじめとする権利擁護支援についての理解の促進と人材の育成に努めます。
また、行政のあらゆる窓口でも支援の必要性に気づくことができるよう、高齢者や障がい者の窓口担当職員だけでなく幅広く行政職員の理解の促進に努めます。

【具体的な取組】
〇専門職および医療福祉関係者を対象とする研修会の開催
〇行政職員を対象とする権利擁護研修の開催
〇権利擁護支援事例検討会の開催

施策５－３：市民による後見のあり方の検討

《方針》
　先進地域の事例を学びながら、甲賀圏域に合った市民による権利擁護支援のあり方について検討をします。

【具体的な取組】
〇甲賀圏域における市民後見のあり方の検討

甲賀圏域権利擁護支援推進計画【概要版】
令和3年10月

発行：甲賀市・湖南市